

基本財産担保提供承認申請書類一覧(各2部提出)

区 分		施設建設等及び不動産購入資金の借入	担保物件の変更	備 考
1	基本財産担保提供承認申請書	○	○	
2	添付書類目録	○	○	
3	理事会及び評議員会議事録(写)	○	○	担保提供に関する決議が記録されているもの
4	財産目録	○	○	処分前のもの
5	不動産登記事項証明書(全部事項)	○	○	
6	資金計画書	○	○	
7	資金計画及び償還財源関係書類			
	決算書	○	○	
	補助金等の決定(内定)通知書(写)	△	△	
	助成金等の決定(内定)通知書(写)	△	△	
	自己資金及び償還財源の贈与(寄附)契約書(写)	△	△	
	贈与者の身分証明書、印鑑証明書、残高証明書	△	△	
	借入金申込の受理証明書等(写)	○	○	
8	償還計画表	○	○	
9	工事見積書、契約書案(写)	○	○	
10	売買関係見積書、契約書案(写)	○	○	
11	図面	○	○	平面図・配置図 担保提供物件を色分けすること
12	事業計画書	○		
13	原本証明書	○	○	

※ △は該当がある場合に添付が必要

下記①～④について、上記書類で確認できないときは、別途書類添付等が必要

- ①担保提供の目的の妥当性
- ②担保提供の必要性
- ③担保提供方法の妥当性
- ④担保提供に係る意思決定の適法性

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、倉敷市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には倉敷市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸与が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合